

国水環第 104 号  
令和 3 年 12 月 22 日

都道府県 土木担当部長  
(都道府県経由)  
関係指定都市 土木担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長

流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引き  
の改訂について (送付)

流域別下水道整備総合計画 (以下「流総計画」という。) 策定に関する河川関係検討の手引きについては、平成 11 年 3 月 31 日付け建設省河環発第 18 号をもって通知しているところですが、今般、流総計画策定に関する河川関係検討の事務のさらなる迅速化・簡素化等を図るため、別添のとおり改訂しましたので、今後の河川関係検討にあたっての技術的な参考とされるとともに、関係指定都市への周知の方取り計られるようお願いいたします。

また、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

なお、「流域別下水道整備総合計画の策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について (平成 11 年 3 月 31 日付け河川環境課建設専門官事務連絡)」、「流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の取扱について (平成 13 年 1 月 12 日付け流域管理官流域下水道計画調整官及び河川環境課企画専門官事務連絡)」、「流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きについて (平成 13 年 3 月 19 日付け河川環境課課長補佐事務連絡)」は廃止します。

# 流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引き

## 目次

1. 適用
2. 定義、参照する基準等
3. 目的
4. 基本的事項
5. 検討内容
  - 5-1. 現況及び将来低水流量等の設定について
  - 5-2. 現況及び将来水質について（汚濁解析等を含む）
  - 5-3. 既得水利権等への影響について
6. 結果のとりまとめ

## 1. 適用

流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引き（以下「本手引き」という。）は、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）第二条の二に規定する流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という。）の策定（変更の場合を含む。以下同じ。）に係る事前の調整として行う河川関係の検討（以下「河川関係検討」という。）に適用する。

## 2. 定義、参照する基準等

本手引きで用いる用語の定義及び河川関係検討において参照する基準等については、本手引きの他、流域別下水道整備総合計画調査指針（平成 27 年 1 月 6 日国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官通知。以下「流総指針」という。）、流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（平成 27 年 1 月国土交通省水管理・国土保全局下水道部。以下「同解説」という。）及び正常流量検討の手引き（案）（平成 19 年 9 月国土交通省河川局河川環境課。以下「正常流量手引き」という。）に定めるところによる。

## 3. 目的

流総計画は河川管理と連携を保つことによってその実効が確保されるものであることから、本手引きを参考としつつ、都道府県の下水道部局（以下「下水道部局」という。）と地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び都道府県（河川法第 9 条第 5 項又は第 10 条第 2 項に基づき当該河川を管理する指定都市を含む。以下同じ。）の河川部局の間において、流総計画の策定の早い段階から相互に十分調整を図ることが必要である。

また、河川関係検討は、流総計画による下水道整備が既得水利権等へ影響を与えるかどうかを検討するとともに、影響するものについては、両部局で調整し、その対処方を明らかにすることが必要である。

このため本手引きは、円滑な両部局間の調整及び適切な河川関係検討が図られるよう、基本的な考え方を示すことを目的とする。

## 4. 基本的事項

- 1) 一級河川に係る河川関係検討については、当該河川を管理する地方整備局等の河川部局と下水道部局の間で行うものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とする。その際、流総計画が指定区間又は二級河川と関連する内容を含む場合は、当該指定区間又は当該二級河川を管理する都道府県の河川部局の協力を得て、行うものとする。

流総計画が二級河川のみに係る場合の河川関係検討については、原則として当該河川を管理する都道府県の河川部局と下水道部局の間で行うものとし、地方整備局等との調整は不要とする。

なお、上記によりがたい場合又は不明がある場合は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課に相談を行うものとする。

- 2) 下水道部局より、流総計画を策定する必要が生じ、その調査を開始する旨の連絡があった場合、地方整備局等又は都道府県の河川部局（以下「河川部局」という。）は、所有する既存資料の状況（データの整理、算出を含む）及び河川関係検討に必要な期間を考慮した上で、下水道部局と流総計画の策定に係るスケジュールを確認するとともに必要に応じてスケジュール

の調整を行うものとする。

なお、河川関係検討は速やかに対応するものとし、その期間は、調査を開始する旨の連絡を文書等により受領してから原則として一年以内とする。また、河川関係検討の期間が一年を超える見込みである場合には、河川部局は国土交通省水管理・国土保全局河川環境課に遅滞なくその旨の連絡を行うものとする。

- 3) 確認したスケジュールに沿って、河川部局は下水道部局に対し、流総計画の策定及び河川関係検討に必要な現況及び将来低水流量等のデータを提示するとともに、下水道部局と連絡、連携を図りつつ河川関係検討を行うものとする。
- 4) スケジュールを含め河川関係検討の過程において確認した事項及び結果のとりまとめは、両部局で文書等により取り交わしておくものとする。
- 5) 河川関係検討の項目は次のとおりとする。
  - ①現況及び将来低水流量等の設定について
  - ②現況及び将来水質について（汚濁解析等を含む）
  - ③既得水利権、維持流量、各種計画等（以下「既得水利権等」という。）への影響について
  - ④既得水利権等への影響がある場合の対処方策について（特段の影響がない場合は不要）
- 6) 河川関係検討に関する国土交通省水管理・国土保全局河川環境課への報告は、不要とする。  
なお、一級河川に係る河川関係検討の結果のとりまとめについては、必要に応じて当該河川を管理する地方整備局から隣接する地方整備局へ適宜連絡を行うものとする。
- 7) 一級河川に係る河川関係検討に際して、対処方策を決定する上で困難な課題等が生じた場合には、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課及び下水道部流域管理官が連携して対処方策を助言するので、地方整備局等の河川部局は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課に遅滞なくその旨の連絡を行うものとする。  
なお、連絡の際の様式等については、「6. 結果のとりまとめ」に基づくものとし、当該内容に関し「その他調整を必要とする事項」として、別途資料を添えて提出を行うものとする。
- 8) 河川関係検討の手順に関するフローを別紙-1に示すので、参考とされたい。

## 5. 検討内容

### 5-1. 現況及び将来低水流量等の設定について

- 1) 下水道部局が流総指針に基づき河川の汚濁解析等を行う場合、その対象流量は低水流量を用いることとされており、下水道部局が低水流量を設定するにあたっては、河川部局の協力を得て行うこととなっている（「流総指針」第5章第3節参照）。

なお、河川の流量観測資料は河川部局が所有していることから、現況低水流量及びダム計画等を反映させた将来低水流量等の設定に用いる基礎データは、河川部局が「4. 基本的事項の3)で確認したスケジュール」に沿って、下水道部局に提示を行うものとする。

- 2) 現況低水流量の基礎データを提示するにあたり、流量観測資料等が不十分な場合には、上下流の流量観測地点や近傍類似河川の流量観測資料との相関、比流量等により換算するなど対象河川の流況を再現する有効、適切な方法を用いて基礎データの整理を行うものとする。  
また、流量観測地点と水質基点の相互の関係を考慮して提示するとともに、統計期間内にダム等の建設による流況の変化があった場合等については、必要な補正を行うものとする。  
なお、河川整備基本方針、河川整備計画等の資料との整合を図るものとする。
- 3) 水資源開発等により、将来的に低水流量が変化することが想定される場合には、適切に将来低水流量を推定するための基礎データの整理が必要となる。その際の水資源開発等は、実施計画調査に着手済み以降の段階であって、明らかに完成予定であるものを対象とし、ダム計画等の利水計算の検討資料を活用して、基礎データの整理を行うものとする。  
なお、完成予定を含めダム計画等が未確定であるなど、その他の場合は考慮せず、現況低水流量の基礎データをもって将来低水流量の設定を行うものとする。

#### 5-2. 現況及び将来水質について（汚濁解析等を含む）

河川部局は、下水道部局からの資料の提示又は必要に応じて、下水道部局が設置する委員会等へ参画するなどにより、以下の事項に留意するものとする。

- ①汚濁解析手法
- ②水質基点における現況及び将来水質
- ③下流の湖沼、ダム等における富栄養化の検討の必要性

#### 5-3. 既得水利権等への影響について

- 1) 既得水利権等への影響についての検討（以下「バイパス検討」という。）とは、下水道整備により河川流量の一部がバイパスされることが、既得水利権、河川の維持流量、ダム計画等の利水に関わる各種計画に与える影響を明らかにするとともに、影響がある場合は河川部局と下水道部局の間でその対処方策を検討することをいう。
- 2) バイパス検討を行う対象は、二以上の市町村にまたがる予定処理区又は大規模な予定処理区とする。  
なお、大規模な予定処理区とは、以下の要件の一に該当する処理区をいう。
  - ①計画処理人口が30万人以上の予定処理区
  - ②計画処理人口が30万人未満の予定処理区であっても、その処理区に係る河川の現況渇水流量が小さく、下水処理水の再利用や雨水の貯留浸透等、その他の対処方策による水循環の再構築について検討が必要であるもの
- 3) 流総計画の変更時におけるバイパス検討は、2)の条件を満たすもののうち、従前の流総計画から計画処理人口の増加等によりバイパス量が増加する場合についてのみ行うものとする。  
なお、バイパス量が増加する場合とは、従前の流総計画よりも累計バイパス量が多い場合をいう。

4) 検討の手順は、次のとおりとする。

① 下水道整備による流況への影響区間の明示

対象濁水流量を構成している流域の家庭排水等が、下水道幹線管渠の整備によりバイパスされる河川の区間（以下「影響区間」という。）を整理し、影響を検討すべき範囲を明示する。

なお、バイパスされる河川の区間とは、下水道処理区域の各々ブロックの下水道整備前の到達地点から、当該ブロック処理水の河川等への放流地点までの区間をいう。

② 影響区間に係る対象濁水流量、既得水利権、維持流量及びバイパス量の把握・整理

バイパス検討をするためのア～エの基礎データを以下の要領で整理を行うものとする。

ア. 既得水利権

- ・影響区間に係る既得水利権の位置、名称（用途）、水量等について最新の状況を整理する。
- ・慣行水利権については、実際の取水実態と水利権量が異なっている場合があるため、確認できるものについては、調査の上、実際の取水量を用いるものとする。

イ. 対象濁水流量

- ・影響区間において、1/10 濁水流量に相当する流量を対象濁水流量として算定する。
- ・なお、当該河川にダム計画等の利水に関わる各種計画がある場合には、計画に用いられている濁水流量と整合を図るものとする。
- ・整理にあたっては、支川の流入、取水（既得水利権）及びその他存在する流域からの流入、流出を考慮して、影響区間内の対象濁水流量を縦断的、連続的に整理を行うものとする。
- ・流量観測資料等が不十分な場合には、上下流の流量観測地点や近傍類似河川の流量観測資料との相関、比流量等により換算するなど対象河川の流況を再現する有効、適切な方法を用いて基礎データの整理を行うものとする。

ウ. 維持流量

- ・影響区間において、河川整備基本方針、河川整備計画又はダム計画等の利水に関わる各種計画で設定された維持流量の整理を行うものとする。
- ・当該河川において維持流量に関する設定がされていない場合には、これまでに検討された各種計画に係る既存資料や水利権審査時の資料等により暫定的に設定を行うものとする。

エ. バイパス量

- ・影響区間に関して、対象濁水流量を構成している流域の家庭排水等が、下水道幹線管渠によりバイパスされる水量を算定する。
- ・バイパス量は、生活用水バイパス量と工業用水バイパス量の和とする。
- ・生活用水バイパス量は、影響区間に係る予定処理区域内の人口フレームに、下水道整備前の家庭排水量原単位を乗じて算定する。
- ・工業用水バイパス量は、影響区間に係る予定処理区域内の工業フレームに、工場排水量原単位を乗じて算定する。

- ・算出に用いる人口、工業フレーム、排水量原単位は、簡便のために現況値等を用いてもよいが、バイパス量が過大に評価される場合には、対象渇水流量を設定している年の値を用いるものとする。

### ③ 既得水利権等に対する影響と対処方策の検討

ア. ②で把握した影響区間に係る対象渇水流量、既得水利権、維持流量及びバイパス量等の関係を図表等により整理し、既得水利権等に対する支障の有無の評価を行うものとする。整理の方法は、「6. 結果のとりまとめ」によるものとする。

イ. 評価にあたっては、対象渇水流量が発生する時期について考慮を行うものとする。

ウ. 当該河川において維持流量に関する設定がされておらず、暫定的な維持流量の設定が困難な場合は、既得水利権に対する評価のみ行うものとする。

エ. 既得水利権等に影響がある場合、それに対する影響の回復、解消等の対処方策の検討は、原則として下水道部局が行うものであるが、河川部局においても下水道部局との連携を図り、下水処理水の再利用や雨水の貯留浸透等、その他の対処方策による水循環の再構築の実現に向けて、調整を行うものとする。

なお、既得水利権等に対する特段の影響がない場合は、調整を不要とする。

オ. 既得水利権等に対する影響と対処方策の検討に関するフローを別紙-2に示すので、参考とされたい。

## 6. 結果のとりまとめ

河川関係検討が完了した場合、次の様式にとりまとめるものとする。

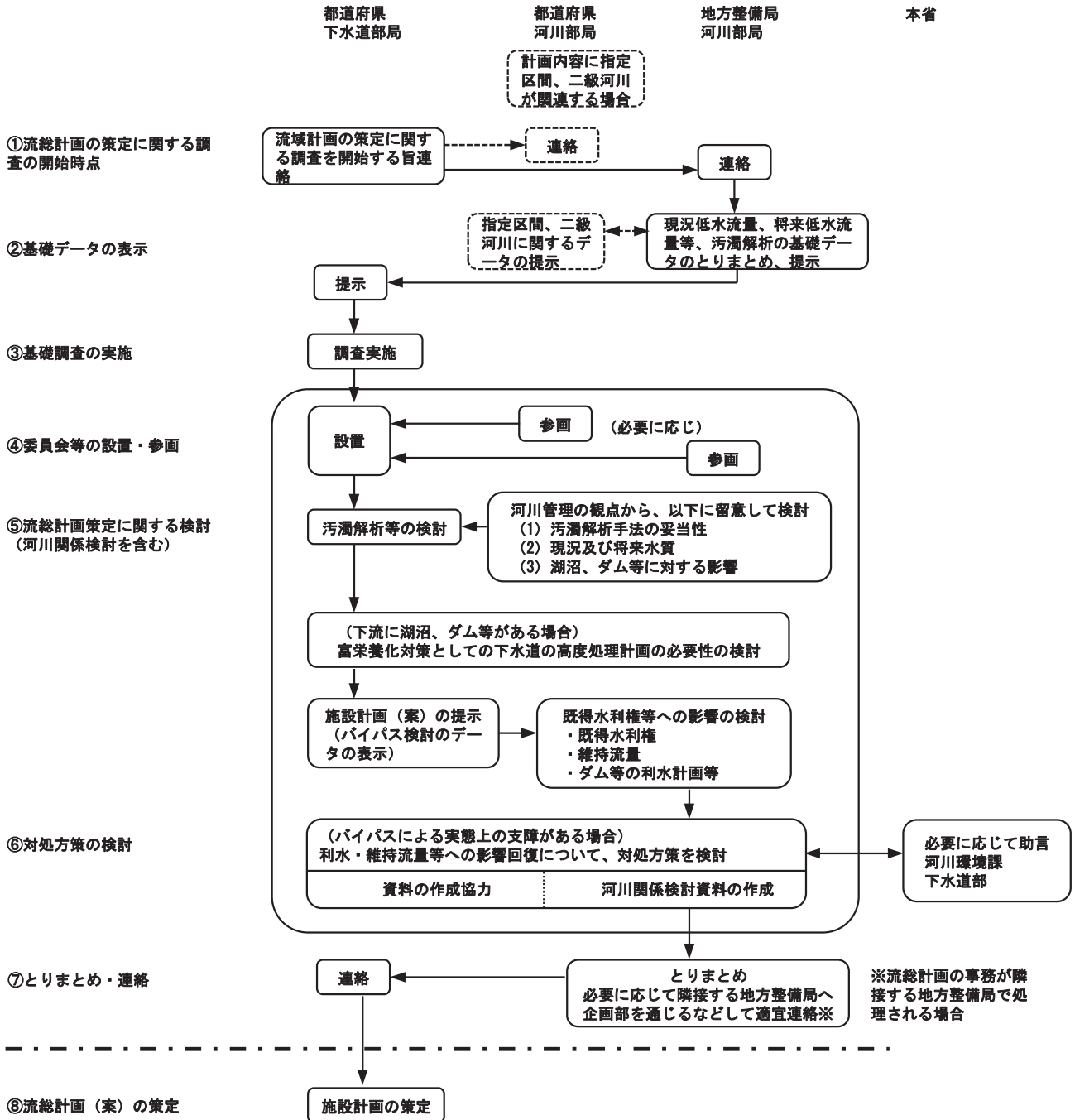
①水系模式図（様式-1）

②既得水利権等総括表（様式-2）

③水系流況縦断図（様式-3）

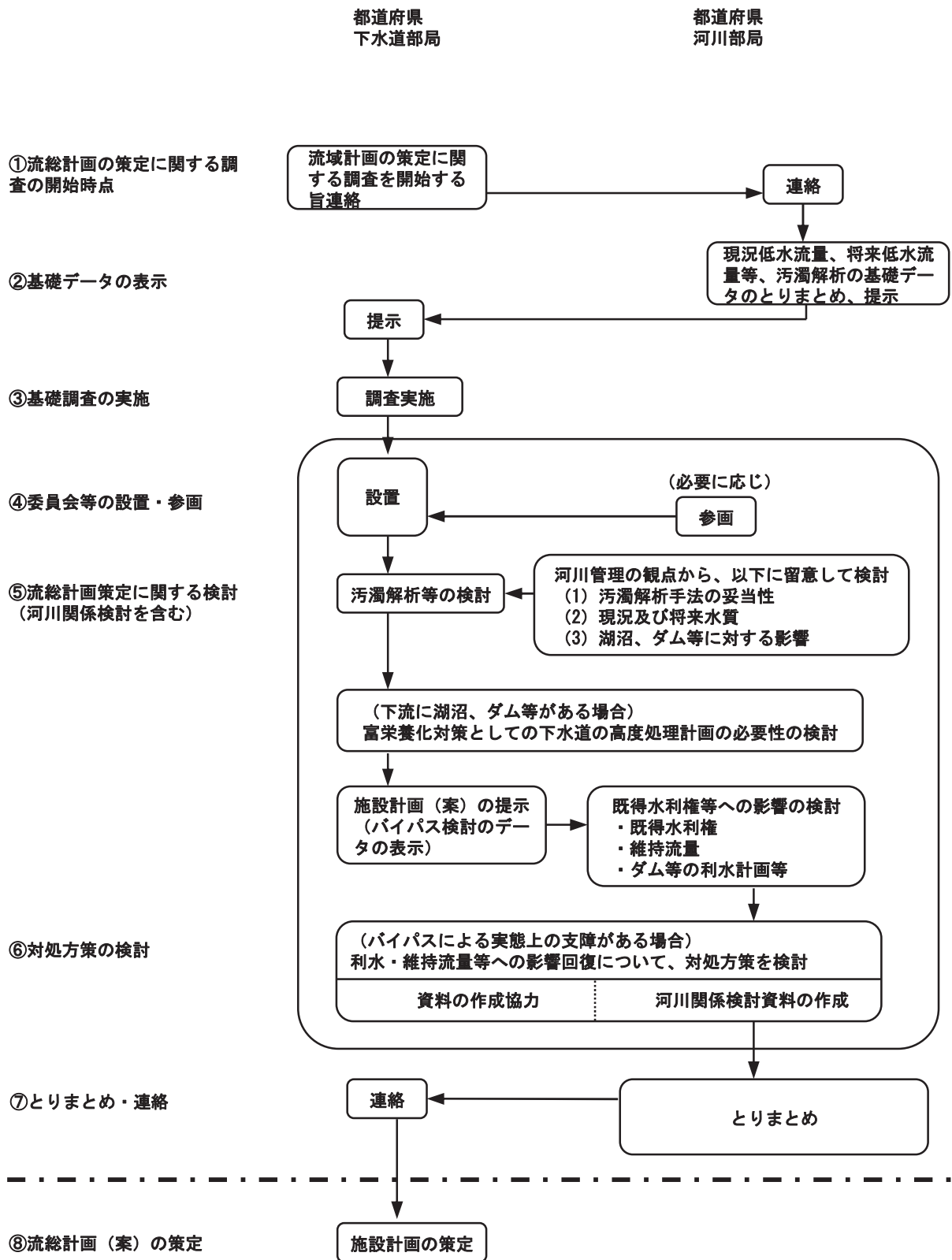
※その他調整を必要とする事項（特に様式を定めない。）

（別紙-1（1））河川関係検討の手順に関するフロー「一級河川に係る場合」

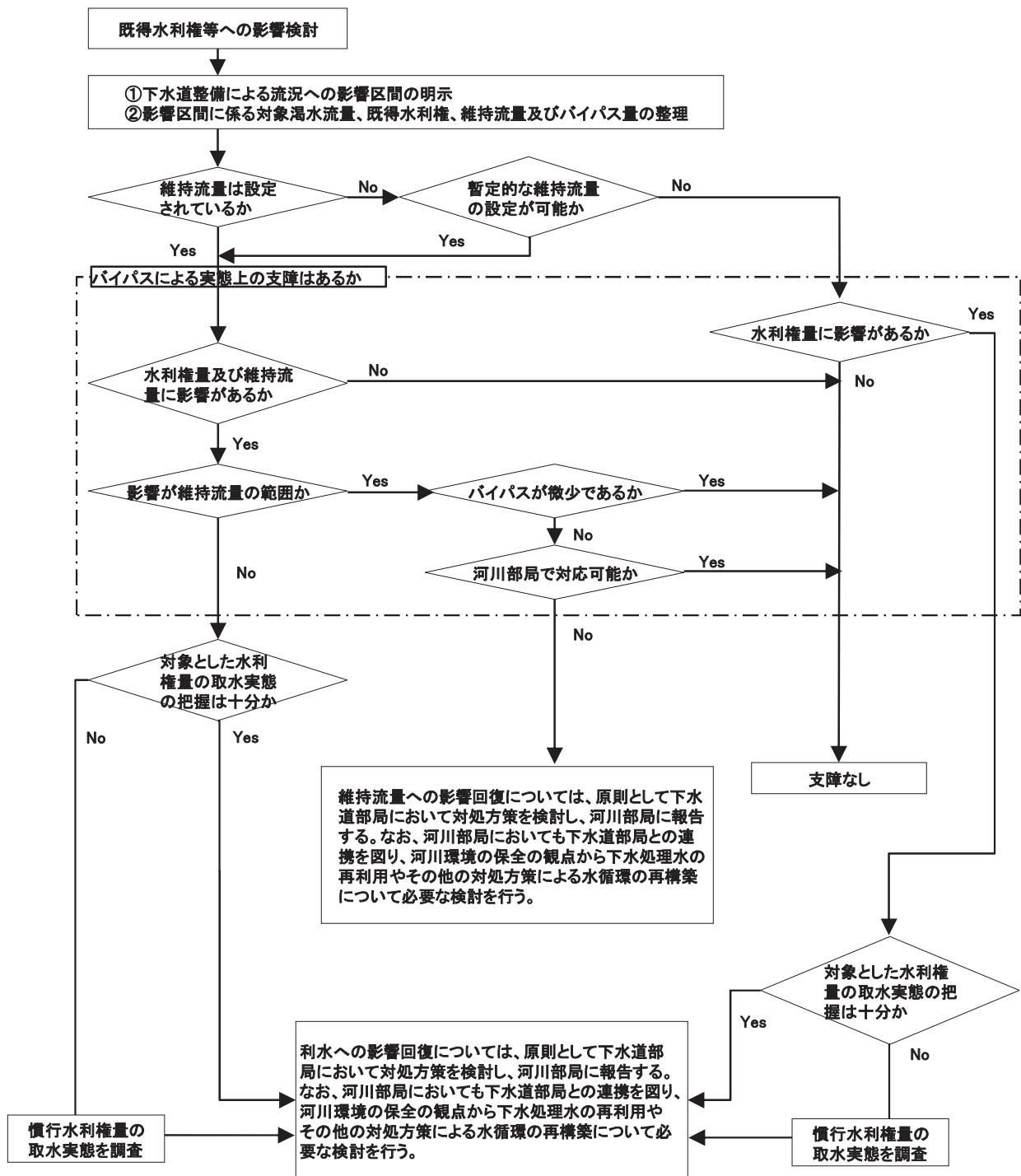




(別紙-1 (2)) 河川関係検討の手順に関するフロー「二級河川のみに係る場合」



(別紙-2) 既得水利権等に対する影響と対処方策の検討に関するフロー



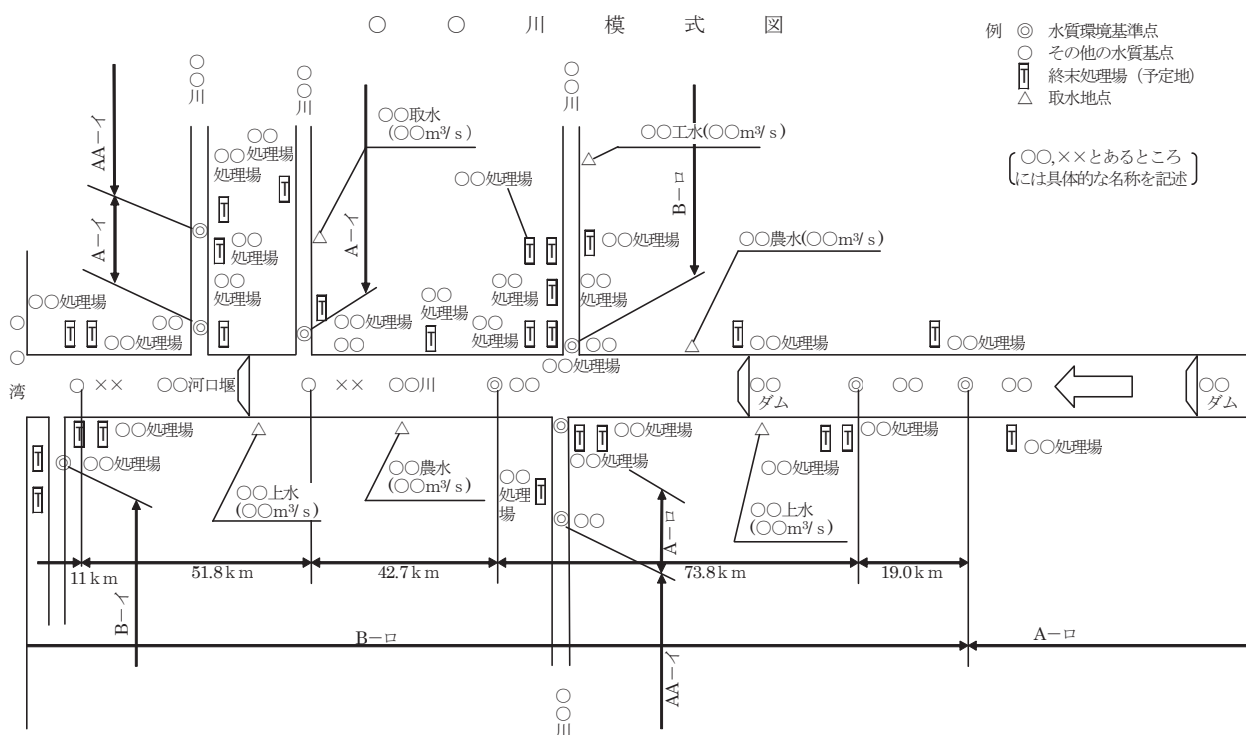
(様式-1) 水系模式図

模式図の作成

検討内容の記述に先立ち、全体を概括的に把握できるような模式図を下図の様式に従って作成する。

原則として模式図には以下のものを記入するものとする。

- 1) 本川及び関係する各支川の分合流状況とその名称
- 2) 水質環境基準の類型指定状況
- 3) 終末処理場の（予定）位置とその名称
- 4) 代表的な水資源開発施設の位置とその名称
- 5) 代表的な取水施設の位置、名称及び取水量。この場合取水量は、m<sup>3</sup>/s 単位で記入するものとする。
- 6) 下水道設計画の流況への影響区間
- 7) その他特記すべき事項



(様式-2) 既得水利権等総括表

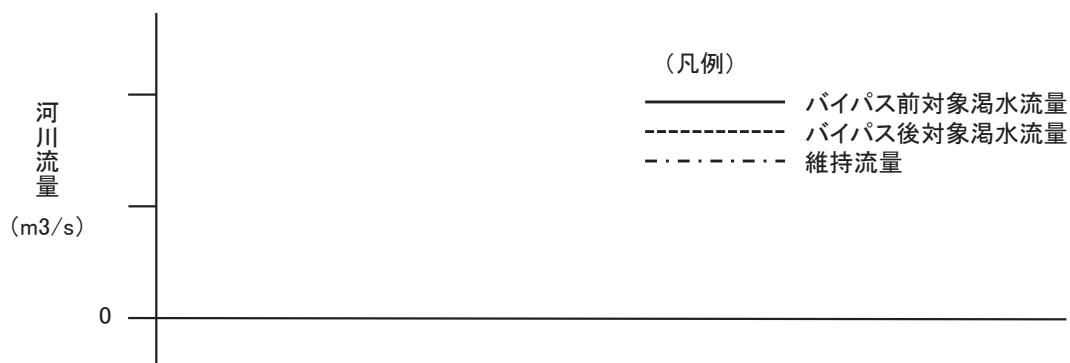
水系名	河川名	基準点	バイパス量						流況への影響		既得水利権等への影響					備考		
			生活用水			工業用水			バイパス量 ⑦= ③+⑥  (m <sup>3</sup> /s)	現況濁 水流況  ⑧  (m <sup>3</sup> /s)	バイパ ス後濁 水流況  ⑨= ⑧-⑦  (m <sup>3</sup> /s)	検討対象区間の水利権					維持流 量  ⑭  (m <sup>3</sup> /s)	合計  ⑮= ⑬+⑭  (m <sup>3</sup> /s)
			排水量 フレイム  ①	原単位  ②	排水量  ③= ①×②	排水量 フレイム  ④	原単位  ⑤	排水量  ⑥= ④×⑤				上水  ⑩  (m <sup>3</sup> /s)	工水  ⑪  (m <sup>3</sup> /s)	農水  ⑫  (m <sup>3</sup> /s)	計  ⑬= ⑩+⑪ +⑫  (m <sup>3</sup> /s)			

既得水利権等への影響に関する河川管理者の見解

既得水利権等への影響がある場合の対処方策

(様式-3) 水系流況縦断面図

## 〇〇川流況縦断面図



バイパス量 (m3/s)	
取水量 (個別) (m3/s)	
対象濁水流量 (m3/s)	
維持流量 (m3/s)	
流域面積 (km <sup>2</sup> )	
河口からの距離 (km)	